

【特例措置1】

肥満症専門医認定規則第9条第4項の条件を満たさず申請資格がない者については、下記の条件を全て満たす場合は、2018年の認定試験まで特例として申請を認める。

2012年5月22日発効

2015年10月1日改訂 期間延長

- (1) 日本肥満学会認定肥満症専門病院の認定を受ける10年前迄に、当該病院に3年以上在籍し肥満症診療に従事していること。(在籍の証明は、現在の施設長による証明で可とする。)
- (2) 肥満症専門医認定細則に定める研修単位を、2012年以降に50単位以上取得していること(うち30単位は本会事業への参加によるもの)。

以上